令和７年度第１回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　次第

日時：令和８年１月２９日（木）午後２時
場所：大手公民館２階　視聴覚室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　自己紹介

４　議　事
⑴　社会福祉審議会等について
⑵　協議事項
ア　乳児等通園支援事業の設置及び利用定員の設定について
イ　第３期子ども・子育て支援事業計画の変更について
ウ　教育・保育施設の設置、変更及び利用定員の設定について
⑶　報告事項
放課後児童対策の関係事業について

５　その他

６　閉　会

令和７年度松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

任期：令和６年４月１日～令和９年３月３１日

区分	氏　名	団体・役職等	備　考
有識者	平林　優子	信州大学　医学部保健学科　教授	会　長
	田中　秀明	松本短期大学　幼児保育学科　教授	
児童福祉関係機関	大宮　剛	長野県松本児童相談所　所長	新 R7.4.1～
	海野　暁光	私立保育園・認定こども園 （認定こども園深志　園長）	副会長
	青木　知子	松本市私立幼稚園連盟　会長（白百合幼稚園）	
	苅部　あゆみ	松本市小学校校長会　（四賀小学校　校長）	新 R7.4.1～
	高津　千代子	児童館代表 （労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団松本事業所）	
	福地　健司	松本市学童保育連絡協議会　事務局	
	山岸　勝子	松本市民生児童委員協議会　副会長	新 R7.12.1～
	小林　珠美	松本市ＰＴＡ連合会　監事	新 R7.4.1～
	伊東　麻衣	松本市保育園保護者会連盟　会長	新 R7.4.1～
公募	久保田 由美	松本市民 （ファミリー・サポート・センター協力会員）	

合計　１２名

資　　料

松本市社会福祉審議会の概要

1　概要

令和３年４月の中核市移行に伴い、社会福祉法第７条第１項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として松本市社会福祉審議会を設置しました。審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置しています。

2　委員について

・社会福祉事業従事者、学識経験者のうちから市長が任命
・社会福祉審議会委員　２０名（地域福祉専門分科会５名、障害者福祉専門分科会５名、高齢者福祉専門分科会５名、児童福祉専門分科会５名で構成）
・各専門分科会委員　　１２名程度
・報酬額　会議１回（４時間以内）　４，９００円
・任期　　委嘱日から３年間
（欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間）

3　組織

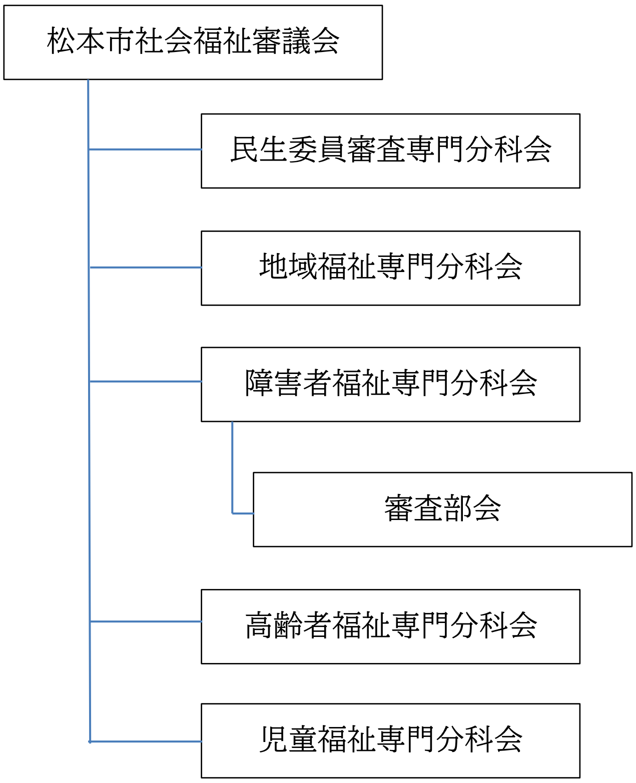

４　調査審議事項

名称	主な調査審議事項	担当課
社会福祉審議会	市長の諮問に応じ、社会福祉に関する事項について調査審議する。 審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置する。	福祉政策課
民生委員審査専門分科会	・民生委員の適否の審査	福祉政策課
地域福祉専門分科会	・地域福祉計画の策定及び評価検証 ・福祉ひろばに関する事項 ・避難行動要支援者名簿に関する事項 ・再犯防止推進に関する事項	福祉政策課
障害者福祉専門分科会	・障害者基本計画・障害者福祉計画の策定及び評価検証	障がい福祉課
審査部会	・身体障害者の障害程度の審査	障がい福祉課
高齢者福祉専門分科会	・介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び評価検証 ・地域密着型サービス事業所の公募に関する事項	高齢福祉課
児童福祉専門分科会	・子ども・子育て支援事業計画の策定及び評価検証 ・保育所設置の認可に関する事項	こども育成課

５　事務の流れ

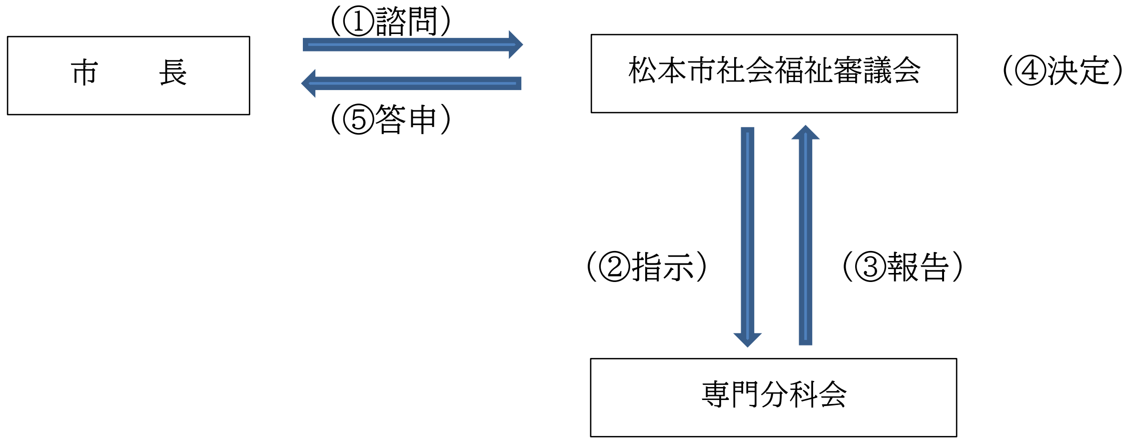

児童福祉専門分科会　資料１
Ｒ８．１．２９
こども若者部　保育課

（協議事項）

乳児等通園支援事業の設置及び利用定員の設定について

１　趣旨

令和６年度から事業を実施している「こども誰でも通園制度」について、市内の複数の事業所から、来年度からの事業の設置に係る申請があったことから、認可及び利用定員の設定について、児童福祉法第３４条の１５第４項及び子ども・子育て支援法第５４条の２第３項の規定に基づき、ご意見を伺うものです。

２　これまでの経過等

Ｒ６．１１～　松本市島内保育園（公立）においてこども誰でも通園制度を試行的事業として開始（事業実施を希望する自治体でのみ実施）

７．　４～　こども誰でも通園制度が児童福祉法において「乳児等通園支援事業」とされ、引き続き島内保育園で事業を実施（事業実施を希望する自治体でのみ実施）

８．　４～　こども誰でも通園制度が子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」とされ、国による給付事業として、全国全ての自治体で本格実施

３　こども誰でも通園制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通園できる制度

４　対象となる施設の概要

⑴　事業の認可及び利用定員の設定に係るもの　　３件（私立園）

⑵　利用定員の設定に係るもの　　１件（公立園）

（詳細については、別添資料参照）

※公立園で事業を設置する場合には、認可不要

５　事業の認可及び利用定員の設定に係る本市の考え方

⑴　待機児童対策を優先する本市では、こどもの成長の観点から、社会全体で広くこどもの育ちを支えていく本事業において、十分なサービスを提供するためには、私立園の協力が必要であることから、私立園への働きかけを行い、認可を進めます。

⑵　利用定員の設定においては、これまで実施した公立園での利用実績を踏まえ、今後の需要や私立園における供給可能な量も見込み、適切な量の定員を確保します。

６　今後の手続きについて

本日の協議の内容をもとに、乳児等通園支援事業の設置に係る認可及び利用定員の設定を進め、令和８年度から各施設が事業を実施できるよう、手続きを進めます。

①　認定こども園深志

設置者概要

名称	社会福祉法人　州浜会
代表者名	理事長　海野暁光
所在地	松本市深志２丁目４番２７号

施設概要

名称	認定こども園深志
所在地	松本市深志２丁目４番２７号
施設外観等	 施設外観 室内

区分　　　　一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）

受入年齢　　　０歳から２歳まで

事業開始予定日　　令和８年４月１日

定員

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	１ 人	１ 人	１ 人	３ 人

事業の認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：２名（必要な職員の数：２名） うち、保育士資格者の数：２名
施設設備及び面積	乳児室（１階）　面積：8.25㎡ ほふく室（１階）面積：60.04㎡ 保育室（１階）　面積：45.67㎡ 遊戯室（１階）　面積：112.48㎡ 便所　あり
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から金曜日まで 開園時間　９：３０から１４：３０まで
備考	

② 坂元屋

設置者概要

名称	社会福祉法人　州浜会
代表者名	理事長　海野暁光
所在地	松本市深志２丁目４番２７号

施設概要

名称	小規模こども園坂元屋
所在地	松本市浅間温泉３丁目３１番３０号
施設外観等	施設外観 室内

区分　　　　　一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）

受入年齢　　　０歳から１歳まで

事業開始予定日　　令和８年４月１日

定員

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	1 人	1 人	0 人	2 人

事業の認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：２名（必要な職員の数：２名） うち、保育士資格者の数：１名
施設設備及び面積	乳児室（１階）　面積：14.20㎡ ほふく室（１階）面積：26.00㎡ 便所　あり
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から金曜日まで 開園時間　９：３０から１４：３０まで
備考	

③　松本青い鳥幼稚園

設置者概要

名称	学校法人青い鳥学園
代表者名	理事長　飯沼寿太郎
所在地	松本市大字寿豊丘６０６－１

施設概要

名称	松本青い鳥幼稚園
所在地	松本市大字寿豊丘６０６－１
施設外観等	施設外観 室内

区分　　一般型乳児等通園支援事業（専用室独立型）

受入年齢　　１歳から２歳まで

事業開始予定日　　令和８年６月１日

定員

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	0 人	3 人	3 人	6 人

事業の認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：２名（必要な職員の数：２名） うち、保育士資格者の数：２名
施設設備及び面積	ほふく室（１階）　面積：12.96㎡ 保育室（１階）　面積：34.98㎡ 遊戯室（２階）　面積：170.05㎡ 便所　あり
食事の提供	無し
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から金曜日まで 開園時間　９：００から１４：００まで
備考	

④　島内保育園

設置者概要

名称	松本市
代表者名	松本市長　臥雲義尚
所在地	松本市丸の内３番７号

施設概要

名称	島内保育園
所在地	松本市島内４９３２番地１
施設外観等	施設外観 室内

区分　　　　一般型乳児等通園支援事業（専用室独立型）

受入年齢　　　０歳から２歳まで

事業開始予定日　　令和８年４月１日

定員

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
利用定員	2 人	2 人	2 人	6 人

確認に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：２名（必要な職員の数：２名） うち、保育士資格者の数：２名
施設設備及び面積	乳児・ほふく室（１階）面積：43.12㎡ 保育室（１階）　面積：66.76㎡ 遊戯室（１階）　面積：205.76㎡ 便所　あり
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から金曜日まで 開園時間　９：００から１６：３０まで
備考	

児童福祉専門分科会　資料２
Ｒ８．１．２９
こども若者部　保育課

（協議事項）

第３期子ども・子育て支援事業計画の変更について

１　趣旨

本市において、令和６年度から試行的事業として実施した「こども誰でも通園制度」が、今年度、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として位置付けられ、令和８年度からは子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」として創設されることで、給付事業として全国全ての市区町村で実施されます。

乳児等のための支援給付の創設に伴い、市の第３期子ども・子育て支援事業計画の変更について、子ども・子育て支援法第６１条第７項の規定に基づき、ご意見を伺うものです。

２　変更の主な内容

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る基本的記載事項（必須記載事項）の追加

３　基本的記載事項（必須記載事項）の内容

⑴　乳児等通園支援の量の見込み、確保方策及び実施時期

⑵　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

４　変更後の計画内容（こども誰でも通園制度に係る部分に限る。）

別添のとおり

５　今後について

４月からの給付事業の開始に向け、関係事業者との調整、市民等への周知など必要な手続きを進めます。

(11)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)　　　　　　　　　　※下線部が変更部分

ア　事業内容

＜国が定める事業の概要＞

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする制度です。

保育園などに通園していない0歳6か月から満3歳未満までの子どもに、家庭とは異なる経験や同世代の子どもと触れ合う機会を提供することで、子どもの育ちを応援するもので、月一定時間までの利用枠の中で子どもをお預かりする新しい通園制度です。

＜松本市の事業展開＞

① 試行的事業(令和6年度)

令和8年度の本格実施を見据えて令和6年11月から令和7年3月までの間、国の試行的事業を公立園1園において実施し、運用ノウハウや課題を整理しました。

② 地域子ども・子育て支援事業(令和7年度)

地域子育て支援事業として法律上制度化されたことに伴い、試行的事業の規模で引き続き事業を実施しつつ、本格実施に向けた準備を進めます。

③ 本格実施(令和8年度)

これまでの公立園1園に、新たに私立園3園を加え、受入れを開始します。

イ　量の見込みと確保方策

公立園におけるこれまでの事業の実績をもとに、新たに事業の実施を予定する私立園を含め、月10時間の利用を前提として量を見込みます。

公立園での実施に加え、私立園との緊密な連携も図り、適切な定員管理に努めることで、量の見込み以上の量を確保します。

【単位：人／日】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	3	3	3	3
	確保方策	2	4	4	4	4
1歳児	量の見込み	2	6	6	6	6
	確保方策	2	7	7	7	7
2歳児	量の見込み	1	3	3	3	3
	確保方策	2	6	6	6	6

ウ　教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続

・幼稚園における満3歳児クラスの活用について、保護者へ情報を提供します。

・乳児等通園支援事業の利用終了後、引き続き教育・保育施設を利用することができるよう、事業者と連携し、事業者間の情報共有を図ることで、円滑な移行を支援します。

児童福祉専門分科会　資料３
Ｒ８．１．２９
こども若者部　保育課

（協議事項）

教育・保育施設の新設及び利用定員の設定について

１　趣旨

本市では、高まる３歳未満児の保育需要と恒常的に発生している待機児童の解消を図るため、令和８年４月に開園する小規模保育事業の整備について補助を行う公募事業を実施いたしました。この公募には８施設の応募があり、審査の結果、３施設を補助対象として採択しました。

また、上記公募事業で採択されなかった施設を含め、事業者が整備補助を受けずに独自に整備を行うものについても、認可申請があったものです。

加えて、既存の認定こども園において、新規に３歳未満児定員（３号認定）を設定する確認申請を受けています。

これら申請について、認可すること及び利用定員を設定することについて、ご意見を伺うものです。

２　対象となる施設の概要

⑴　施設を新設するもの　９件

⑵　新たに利用定員を設定するもの　１件

（対象施設一覧は別紙１、各施設の詳細は別紙２のとおり）

３　施設の認可及び利用定員の設定に係る本市の考え方

小規模保育事業等の地域型保育事業は、３歳未満児の受け皿として重要であり、本市で発生している待機児童の解消を目指し、基準を満たす施設の認可を進めます。

また、３号定員を設定していない認定こども園による３号定員の新規設定も同様に３歳未満児の待機児童解消に向けて有効であると考えられることから、利用定員の設定に係る確認を行っていきます。

４　今後の手続きについて

本日ご審議いただいた内容をもとに、教育・保育施設としての認可及び、利用定員の設定に関する確認を進め、令和８年度より各施設が運営を開始できるよう、手続きを進めます。

施設一覧

補助金を交付するもの

番号	施設名称	施設所在地	施設類型
①	サンライズキッズ保育園　北松本園	宮渕	小規模Ａ
②	ハートフルキッズ　岡田保育園	岡田	小規模Ａ
③	松本みらい保育園　むらいみなみキッズ	村井町南	小規模Ａ

事業者が独自に整備するもの

番号	施設名称	施設所在地	施設類型
④	ハートフルキッズ　波田保育園	波田	小規模Ａ
⑤	みらいれんげつつじ保育園	並柳	小規模Ａ
⑥	SESUJI KIDS保育園　南松本園	双葉	小規模Ａ
⑦	SESUJI KIDS保育園　里山辺園	里山辺	小規模Ａ
⑧	スクルドエンジェル保育園　つかま園	筑摩	小規模Ａ
⑨	ちいさなちいさな保育園ぴっこ　南原園	南原	家庭的保育

既存施設が新たに利用定員を設定するもの

番号	施設名称	施設所在地	施設類型
⑩	認定こども園松本中央幼稚園	蟻ケ崎	認定こども園

①　サンライズキッズ保育園 北松本園

設置者概要

名称	株式会社　エクシオジャパン
代表者名	代表取締役　佐伯猛
所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい２－２－１　横浜ランドマークタワー３８Ｆ

施設概要

名称	サンライズキッズ保育園 北松本園
施設類型	小規模保育事業　A型
所在地	松本市宮渕１－４－３０ グランデアルディア宮渕１階
施設外観	施設外観 駐車場と園庭（３月に芝張り予定） ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	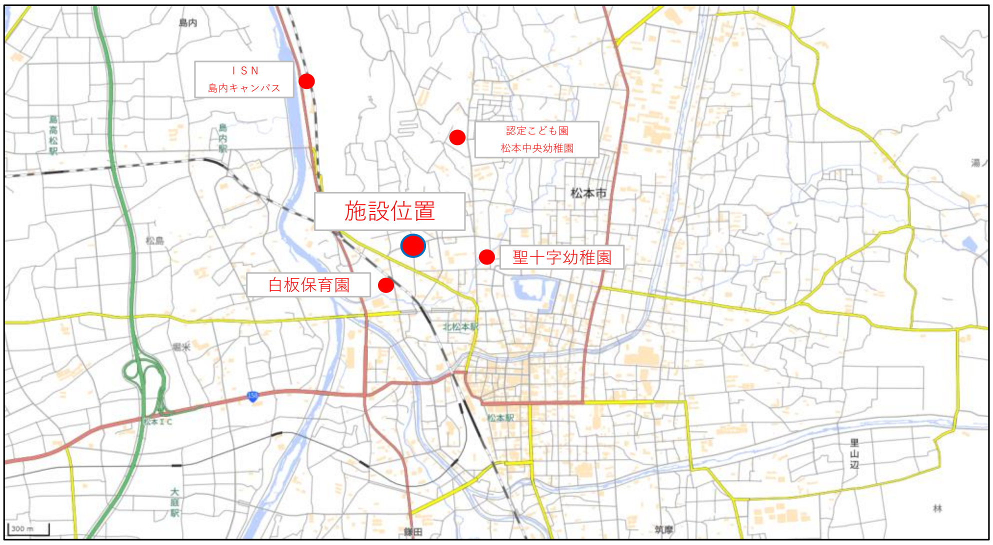

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業A型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>3 人</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：５名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　417.00㎡ 延床面積：　110.09㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：44.10㎡ 保育室・遊戯室面積：19.67㎡ 屋外遊技場面積：28.8㎡（隣接地） 施設構造：鉄骨造３階建（うち、当該保育施設は１階部分のみ）
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：００から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

②　ハートフルキッズ岡田保育園

設置者概要

名称	株式会社　パワーネット・フィールド
代表者名	代表取締役　小川聡
所在地	東京都港区芝大門２－３－６

施設概要

名称	ハートフルキッズ岡田保育園
施設類型	小規模保育事業　Ａ型
所在地	松本市大字岡田下岡田字仲田９０番１
施設外観	施設外観（完成イメージ） 建設地周辺の様子 ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	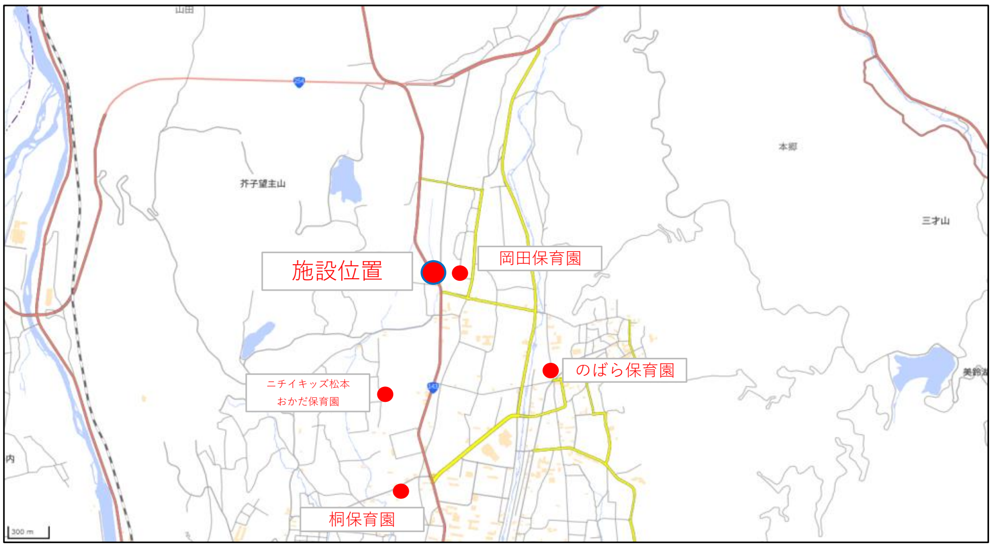

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>6 人</td><td>6 人</td><td>7 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：５名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　559.28㎡ 延床面積：　172.24㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：54.37㎡ 保育室・遊戯室面積：17.52㎡ 屋外遊技場面積：116.63㎡ 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：３０から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：運営事業者の施設間での連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

③　松本みらい保育園むらいみなみキッズ

設置者概要

名称	合同会社　未来ファミリー
代表者名	代表社員　廣田千恵
所在地	松本市村井町南２－６－９

施設概要

名称	松本みらい保育園むらいみなみキッズ
施設類型	小規模保育事業　Ａ型
所在地	松本市村井町南２－１９０５他
施設外観	施設外観（完成イメージ） 建設地周辺の様子 ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	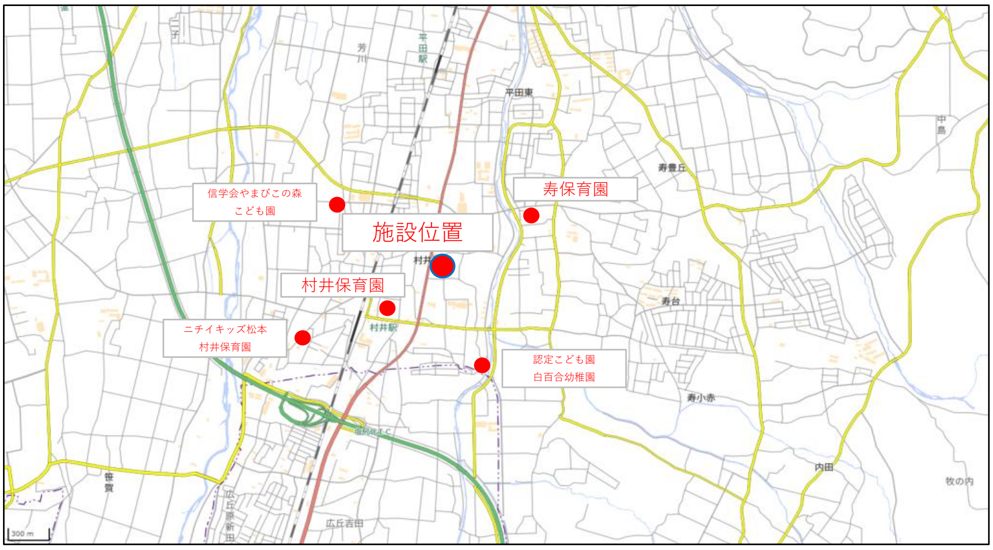

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>6 人</td><td>6 人</td><td>7 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

<table>
<tr><td>職員の配置状況</td><td>保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：５名）</td></tr>
<tr><td>施設設備及び
構造等</td><td>敷地面積：　230.21㎡
延床面積：　78.34㎡
乳児室及び、ほふく室面積：73.36㎡
保育室・遊戯室面積：27.32㎡
屋外遊技場面積：43.20㎡
施設構造：木造平屋建て</td></tr>
<tr><td>食事の提供</td><td>自園調理</td></tr>
<tr><td>開園日・開園時間</td><td>開園日　　月曜日から土曜日
開園時間　７：３０から１９：００</td></tr>
<tr><td>連携施設</td><td>①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携
②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携
③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮</td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td></tr>
</table>

④　ハートフルキッズ波田保育園

設置者概要

名称	株式会社　パワーネット・フィールド
代表者名	代表取締役　小川聡
所在地	東京都港区芝大門２－３－６

施設概要

名称	ハートフルキッズ波田保育園
施設類型	小規模保育事業　Ａ型
所在地	松本市波田字波田１０１００番６他
施設外観	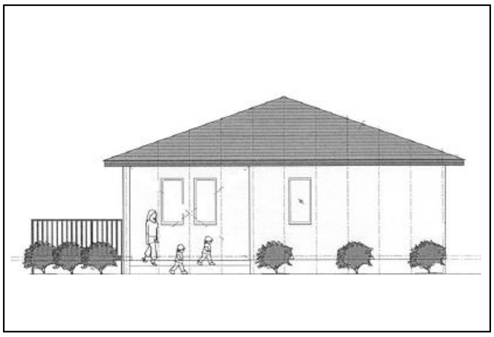 施設外観（完成イメージ） 建設地周辺の様子 ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	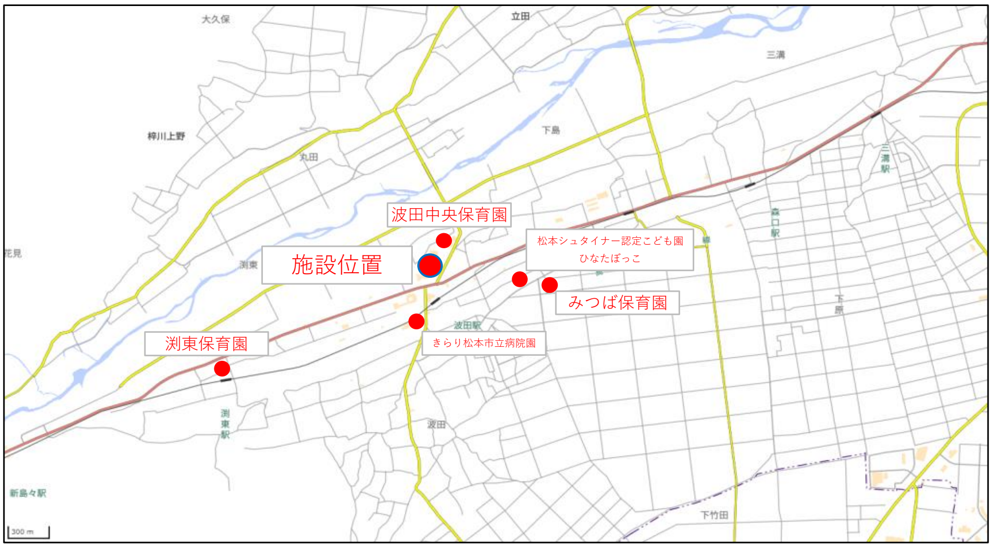

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>6 人</td><td>6 人</td><td>7 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：５名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　357.88㎡ 延床面積：　153.19㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：46.22㎡ 保育室・遊戯室面積：17.41㎡ 屋外遊技場面積：52.5㎡ 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：３０から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：運営事業者の施設間での連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

⑤　みらいれんげつつじ保育園

設置者概要

名称	一般社団法人　未来会
代表者名	代表理事　廣尾郷史
所在地	京都府京都市西京区大枝北沓掛町４－３８－３

施設概要

名称	みらいれんげつつじ保育園
施設類型	小規模保育事業　Ａ型
所在地	松本市並柳４丁目１４－１１

施設外観

施設外観

道路より

※写真は、整備途中の場合があります。

施設位置

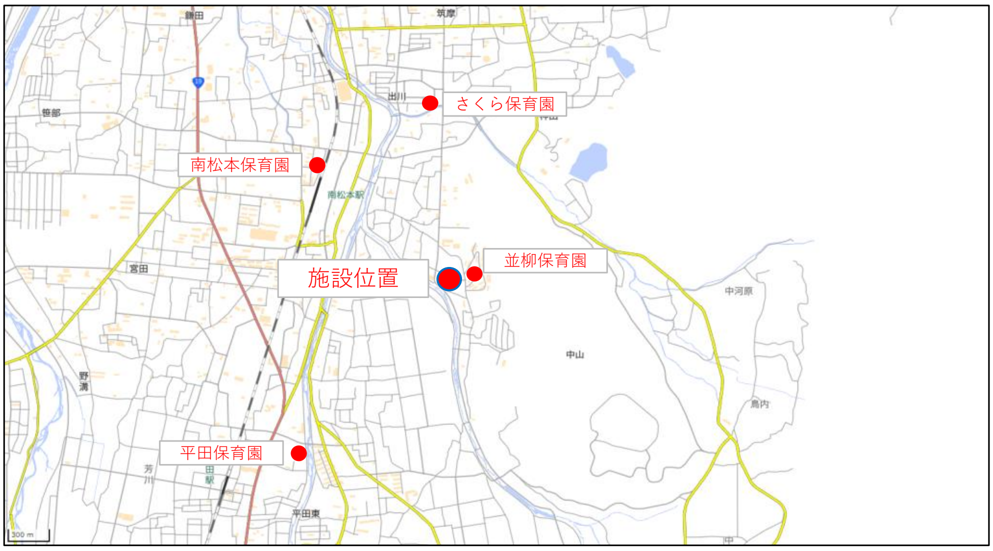

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>3 人</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：５名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　220.73㎡ 延床面積：　132.25㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：38.62㎡ 保育室・遊戯室面積：19.81㎡ 屋外遊技場面積：1,300㎡（代替地_公園） 施設構造：木造２階建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：３０から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

⑥　SESUJI KIDS保育園南松本園

設置者概要

名称	合同会社　ベビアンツ
代表者名	代表社員　有泉有爾郎
所在地	松本市梓川倭５７４－２

施設概要

名称	SESUJI KIDS保育園南松本園
施設類型	小規模保育事業　Ａ型
所在地	松本市双葉３－２８
施設外観	施設外観 敷地（駐車場と園庭の予定） ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	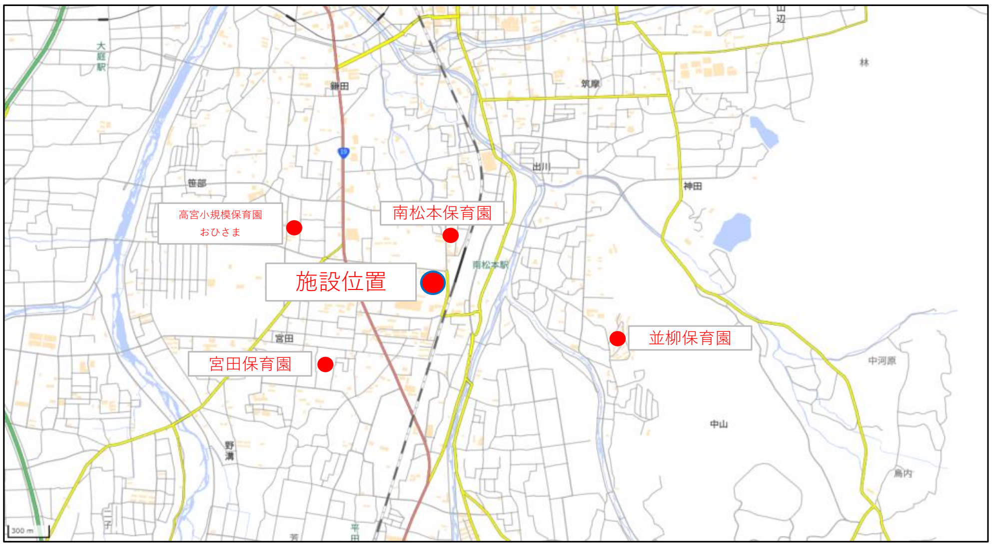

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>3 人</td><td>7 人</td><td>8 人</td><td>18 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：４名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　287.60㎡ 延床面積：　79.49㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：36.64㎡ 保育室・遊戯室面積：19.00㎡ 屋外遊技場面積：140㎡ 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：００から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

⑦　SESUJI KIDS保育園里山辺園

設置者概要

名称	合同会社　ベビアンツ
代表者名	代表社員　有泉有爾郎
所在地	松本市梓川倭５７４－２

施設概要

名称	SESUJI KIDS保育園里山辺園
施設類型	小規模保育事業　Ａ型
所在地	松本市里山辺１４０１―１
施設外観	施設外観 敷地（駐車場と園庭の予定） ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	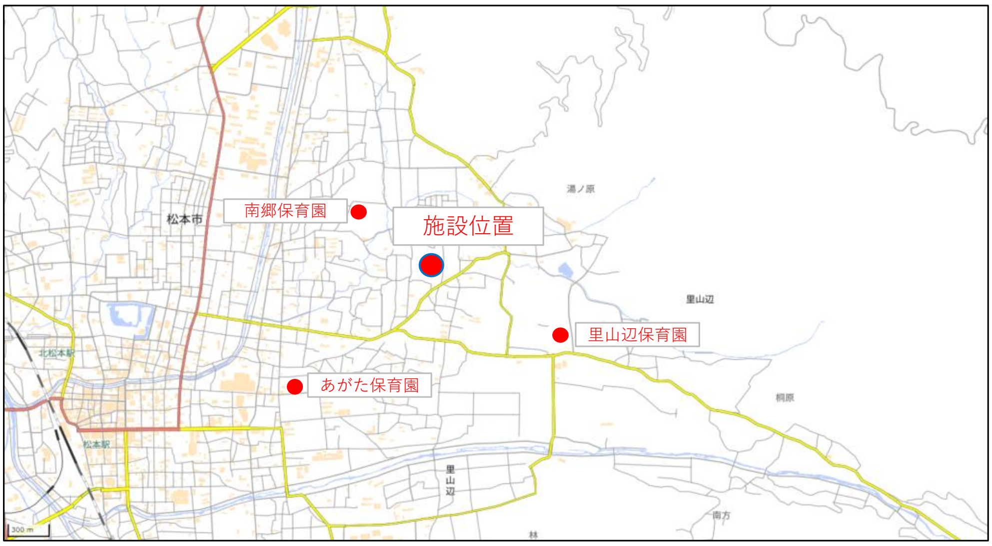

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>3 人</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：６名（必要な職員の数：５名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　778.96㎡ 延床面積：　121.7㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：27.6㎡ 保育室・遊戯室面積：18.7㎡ 屋外遊技場面積：65㎡ 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：００から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

⑧　スクルドエンジェル保育園つかま園

設置者概要

名称	有限会社　幼体連栃木
代表者名	代表取締役　橋本幸人
所在地	栃木県佐野市赤坂町９４８－１２

施設概要

<table>
<tr><td>名称</td><td>スクルドエンジェル保育園つかま園</td></tr>
<tr><td>施設類型</td><td>小規模保育事業　Ａ型</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>松本市筑摩３丁目３３３５－２</td></tr>
<tr><td>施設外観</td><td>
施設外観（完成イメージ）

建設中の様子
※写真は、整備途中の場合があります。</td></tr>
<tr><td>施設位置</td><td>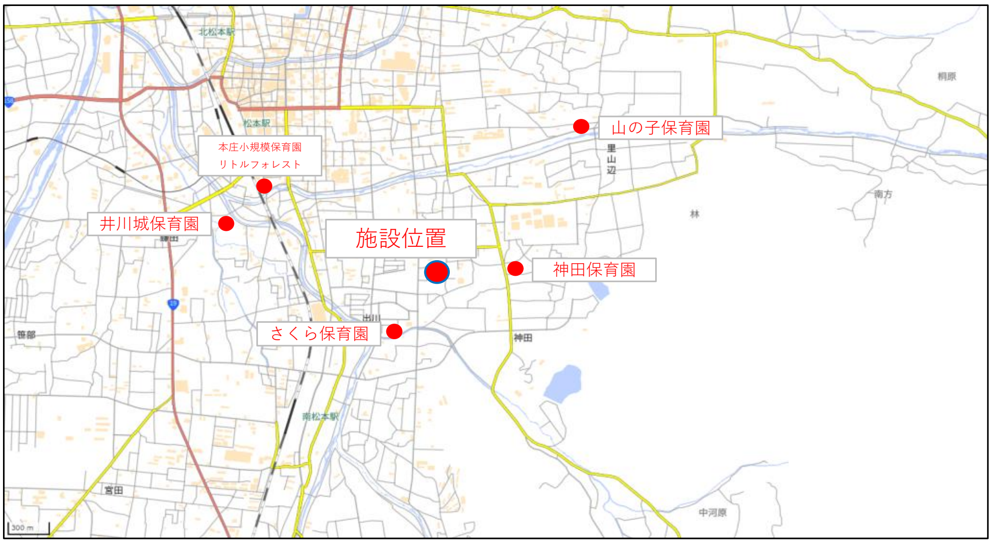
</td></tr>
</table>

定員

<table>
<tr><td rowspan="3">施設定員
・
利用定員</td><td colspan="5">Ｒ８　小規模保育事業Ａ型</td></tr>
<tr><td>【新設】</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>3号認定</td><td>3 人</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td>19 人</td></tr>
</table>

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：５名（必要な職員の数：５名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　422.98㎡ 延床面積：　149.47㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：54.59㎡ 保育室・遊戯室面積：24.84㎡ 屋外遊技場面積：36㎡ 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：３０から１９：００
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：運営事業者の施設間での連携 ②必要に応じた代替保育の提供：運営事業者の施設間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：運営事業者の施設間での連携
備考	

⑨　ちいさなちいさな保育園ぴっこ南原園

設置者概要

名称	合同会社 ＧＧ ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ
代表者名	代表社員　堀ノ内邦彦
所在地	安曇野市明科光１８１－１

施設概要

名称	ちいさなちいさな保育園ぴっこ南原園
施設類型	家庭的保育事業
所在地	松本市南原１－６－１３
施設外観	施設外観 園庭代替地（公園） ※写真は、整備途中の場合があります。
施設位置	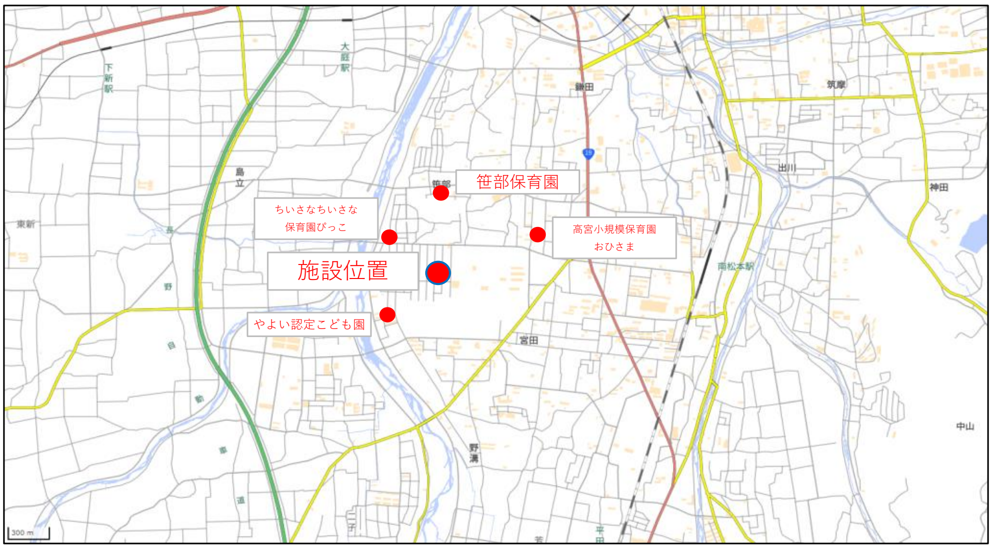

定員

施設定員 ・ 利用定員	Ｒ８　家庭的保育事業				
	【新設】	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3号認定	1 人	2 人	2 人	5 人

施設認可に係る主な審査内容

職員の配置状況	保育に従事する職員の数：３名（必要な職員の数：２名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　50.0㎡ 延床面積：　41.4㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：9.93㎡ 保育室・遊戯室面積：17.38㎡ 屋外遊技場面積：1900㎡（代替地_公園） 施設構造：木造平屋建て
食事の提供	自園調理
開園日・開園時間	開園日　　月曜日から土曜日 開園時間　７：３０から１９：００ （土曜日　７：３０から１７：３０）
連携施設	①集団保育を体験させるための支援や助言等：市公立保育園との連携 ②必要に応じた代替保育の提供：民間事業者間での連携 ③保育の提供終了後の継続的な受け入れ：市の入園調整において配慮
備考	

⑩　認定こども園松本中央幼稚園（新たに利用定員を設定するもの）

設置者概要

名称	学校法人　本願寺松本学園
代表者名	理事長　岩佐静
所在地	松本市蟻ケ崎４丁目４－１０

施設概要

名称	認定こども園松本中央幼稚園
施設類型	幼稚園型認定こども園
所在地	松本市蟻ケ崎４丁目４－１０
施設外観	（写真下記）

施設外観

トイレ改修

※写真は、整備途中の場合があります。

定員

施設定員・利用定員

Ｒ７　　幼稚園型認定こども園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
現状	1号	―	―	―	24 人	18 人	18 人	60 人
	2号	―	―	―	10 人	10 人	10 人	30 人
	3号	0 人	0 人	0 人	―	―	―	0 人
	計	0 人	0 人	0 人	34 人	28 人	28 人	90 人

Ｒ８　幼稚園型認定こども園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員変更後	1号	―	―	―	18 人	16 人	16 人	50 人
	2号	―	―	―	15 人	15 人	15 人	45 人
	3号	0 人	5 人	10 人	―	―	―	15 人
	計	0 人	5 人	10 人	33 人	31 人	31 人	110 人

施設認定に係る主な審査内容

職員の配置状況	教育・保育に従事する職員の数：９名（必要な職員の数：７名）
施設設備及び構造等	敷地面積：　1,624.95㎡ 延床面積：　696.15㎡ 乳児室及び、ほふく室面積：　34.78㎡ 保育室・遊戯室面積：　334.18㎡ 屋外遊技場面積：　924.38㎡ 施設構造：木造　２階建て
開園日・開園時間	開園日　　1号認定：月曜日から金曜日、2･3号認定：月曜日から土曜日 開園時間　1号認定：７：３０から１９：３０ （教育時間　８：３０から１４：００） 2･3号認定：７：３０から１９：３０
食事の提供	自園調理

児童福祉専門分科会　資料４
８．１．２９
こども若者部　こども育成課

（報告事項）

放課後児童対策の関係事業について

１　趣旨

第３期松本市子ども・子育て支援事業計画に基づく事業のうち、放課後児童対策に関する施策について報告するものです。

２　令和６～７年度の事業報告

⑴　児童館・児童センターの遊戯室へのエアコン設置について

夏季の児童館・児童センターでの生活環境の改善として、各室へのエアコン設置を進めてきましたが、主に遊びや運動の場となっている遊戯室への導入は、これまで実施していませんでした。

近年の猛暑により、早期改善の要望が多くあったことや、利用児童の増加により施設の過密状況が課題となっていたこともあり、令和６年度から順次整備をはじめ、令和７年中にすべての児童館・児童センター遊戯室への設置が完了しました。

これにより、特に混雑する夏休み中を中心に、児童の生活環境の改善と施設全体の有効活用が図れるようになりました。

⑵　児童館・児童センターの施設改修工事について

市内の児童館・児童センターでは、全２６館のうち築２０年以上経過している施設が２０館あるため、安心・安全な施設利用のため、計画的に改修工事を実施しています。

令和７年度は、田川児童センターと今井児童センターの２館において、老朽化した屋根や内部の床、トイレ等の改修工事を実施しました。

３　今後の展開

⑴　児童館・児童センター等の狭あい化対策

就学児童数は年々減少傾向にあるものの、核家族化や共働き家庭の増加等の影響で、児童館・児童センターで実施している放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数は、総じて増加傾向がみられ、児童数が多い地域では、施設の狭あい化が大きな課題になっています。

一方で、今後の人口減少を見据え、市の公共施設等総合管理計画では公共施設の総量削減が規定されており、施設整備においては単なる増改築ではなく、統廃合や他用途との複合化の検討を行うこととされています。

小学校が、児童が移動せずに放課後を安全に過ごせる場所なため、国は「放課後児童対策パッケージ」において、学校施設の放課後活用を促しており、市の方針と

しても、今後は、学校施設を地域の拠点として高機能化することが検討されていくため、児童館・児童センター、放課後児童クラブの施設整備にあたっては、可能な限り学校施設の活用を図っていきます。

令和８年度から、築４０年を超えた施設の老朽化に加えて、近年狭あい化が顕著となっている菅野児童センターについて、菅野小学校敷地内へ移転改築する方向で事業を進めていく予定です。

⑵　放課後子ども教室の取組状況

市内５か所で実施している放課後子ども教室のうち、安曇小学校放課後子ども教室において、現在利用している「安曇育成館」の老朽化に伴い、令和８年４月から、安曇小中学校内に場所を移して実施していきます。

○松本市社会福祉審議会条例

令和３年３月２２日

条例第６号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　法第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項

（２）　法第１２条第１項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員２４人以内で組織する。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　審議会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　法第９条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第７条　審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

（１）　民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項

（２）　地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項

（３）　障害者福祉専門分科会　身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項

（４）　高齢者福祉専門分科会　高齢者の福祉に関する事項

（５）　児童福祉専門分科会　児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項

２　専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

３　専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各１人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

４　専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

５　専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

６　前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

７　専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第８条　社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第３条第１項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

（意見の聴取等）

第９条　審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第１０条　審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和２６年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「

管理不全空き家等審議会委員			７，０００	４，９００
健康福祉２１市民会議委員			７，０００	４，９００

」を「

<table>
<tr><td colspan="2">管理不全空き家等審議会委員</td><td></td><td></td><td>７，０００</td><td>４，９００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会福祉審議会</td><td>委員及び臨時委員</td><td></td><td></td><td>７，０００</td><td>４，９００</td></tr>
<tr><td>障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員</td><td></td><td></td><td>７，０００</td><td></td></tr>
</table>

」に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

４　社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務１回当たりの報酬の額」とし、社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第３条第１項の調査審議を行うときに支給する。

（松本市健康福祉２１市民会議条例等の廃止）

３　松本市健康福祉２１市民会議条例（平成１３年条例第５４号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第３６号）は、廃止する。